

令 04 原機（科保）123
令和 4 年 1 2 月 1 9 日

原子力規制委員会 殿

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 小口 正範
(公印省略)

原子炉設置の許可に係る変更について（届出）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 2 6 条第 2 項の規定に基づき、
下記のとおり原子炉設置の許可に係る変更を届け出ます。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
住 所	茨城県那珂郡東海村大字舟石川 7 6 5 番地 1
代表者の氏名	理事長 小口 正範

2. 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地

名 称	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所
所 在 地	茨城県那珂郡東海村大字白方 2 番地 4

3. 変更内容

平成30年1月31日付け原規規発第18013110号をもって原子炉設置変更許可を受け、平成30年2月22日付け29原機（科保）129、平成30年7月25日付け30原機（科保）056、平成30年10月26日付け30原機（科保）084、平成30年12月19日付け30原機（科保）104、平成31年1月25日付け30原機（科保）121、平成31年4月26日付け31原機（科保）015、令和元年7月30日付け令01原機（科保）019、令和元年10月29日付け令01原機（科保）040、令和元年12月20日付け令01原機（科保）056、令和2年1月23日付け令01原機（科保）067、令和2年4月23日付け令02原機（科保）020、令和2年7月30日付け令02原機（科保）048、令和2年10月30日付け令02原機（科保）091、令和3年1月27日付け令02原機（科保）125、令和3年3月31日付け令02原機（科保）157及び令和3年7月30日付け令03原機（科保）040をもって変更を届け出たSTACY（定常臨界実験装置）施設等の変更に係る工事計画について別紙のとおり変更する。

4. 変更理由

STACY施設の工事計画について、全ての工事の完了時期を見直したため。

以上

「6. 試験研究用等原子炉施設の工事計画」の変更

(変更前)

項目		平成29年度				平成30年度				平成31年度 令和元年度				令和2年度				令和3年度				令和4年度							
		I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV				
STACY 施設	既存設備分離					工事、検査																							
	炉室フード改造									工事、検査																			
	棒状燃料貯蔵設備Ⅱ									製作、検査																			
	原子炉容器、炉心、 核計装及び制御設備									製作、検査																			
	核燃料物質貯蔵設備									製作、検査																			
	棒状燃料					製作、検査																							
	原子炉建家 耐震改修					工事、検査																							
	TRACY施設との 系統隔離措置									工事、検査																			

